



経営基盤強化

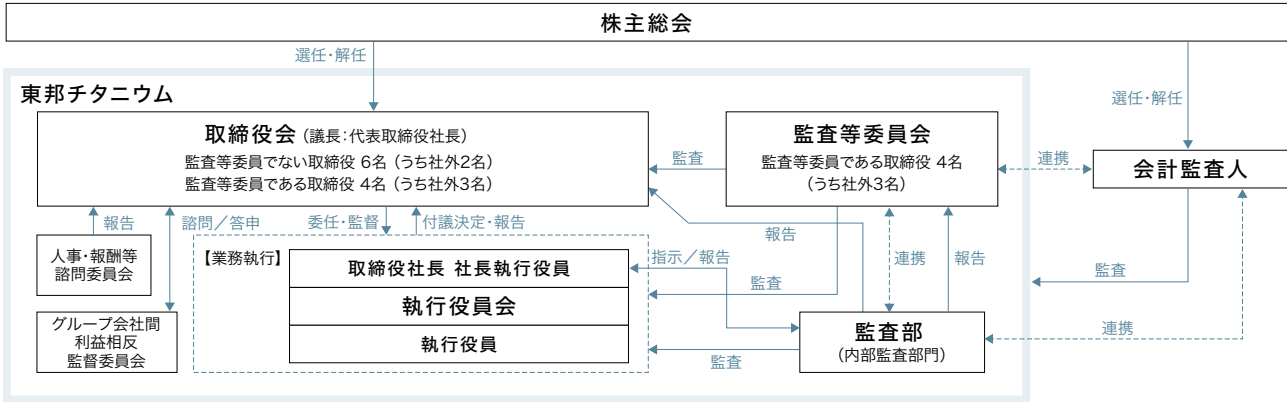
コーポレート・ガバナンス強化

基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、事業特性や取り巻く環境等を踏まえ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行い、適切に業務執行できるよう、以下の基本方針に従ってコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

- 株主の権利を尊重し株主の実質的な平等性を確保するとともに、権利行使を適切に行うための環境の整備に努めます。
- すべてのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組み、透明性の確保に努めます。
- 取締役会及び監査等委員会は、
 - 企業戦略等の大きな方向性の明示
 - 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備
 - 経営陣（執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督等それぞれの役割・責務を適切に果たすよう努めます。
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行うよう努めます。

コーポレート・ガバナンス体制(2024年7月1日現在)



取締役会

取締役会では、成長戦略や経営計画等、当社が持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させるための企業戦略について審議し決定しています。リスクテイクを支える環境として、取締役10名のうち社外取締役5名(うち5名が独立役員)を選任し、それぞれが専門的かつ独立した客観的な立場から取締役の業務監督およびリスク管理を監督しており、内部統制リスクおよびリスク管理の実効性評価も行っています。

人事・報酬等諮問委員会

独立社外取締役の全員並びに代表取締役および代表取締役が指名するその他の取締役をもって構成し、委員長は代表取締役社長が務めています。人事・報酬等諮問委員会は年1回以上開催し、取締役・経営陣幹部の人事および報酬に関する事項、取締役会の実効性に関する評価等について審議し、取締役会に答申することを目的としています。

グループ会社間利益相反監督委員会

親会社グループと当社グループとの間の重要な取引等について、少数株主の利益保護の観点から年1回および必要に応じ審議・検討を行います。当委員会のメンバーは、独立社外取締役の全員で構成されており、審議事項および審議結果の概要は、取締役会へ報告しています。

執行役員会

経営組織における責任体制の明確化および業務執行の迅速化を目的として、一定の業務執行権限を執行役員に委譲する執行役員制度を導入しています。執行役員会は、執行役員、常勤の監査等委員である取締役および社長が指名するその他の者をもって構成されています。

定例執行役員会を毎月数回開催するほか、必要に応じて随時開催し、社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を社長に報告します。

監査等委員会

監査等委員4名のうち3名は独立社外取締役であり、独立した客観的な立場に立った監視および検証を通じて、その責任を果たしています。監査等委員には会計士の有資格者を含み、高い専門知識を活かして業務監査および会計監査を実施し、取締役会において積極的かつ適切な意見を述べています。常勤監査等委員は、重要な会議に出席し、かつ社内請議案件や報告に関する情報にアクセスでき、すべての情報を入手できる体制となっております。また監査等委員会は、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を取りながら監査を実施します。

内部統制システム構築の基本方針と運用状況

内部統制システム構築の基本方針	運用状況(抜粋)
1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	●「企業倫理規範」を制定し、これに基づいて行動しています。 ●監査部は、内部監査規則および内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を取締役会、社長および監査等委員会に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。 ●「企業倫理推進委員会」を年2回開催し、法令遵守状況の報告等を行っています。 ●取締役会規則に基づき、社外取締役および社外監査等委員出席のもと、2023年度は12回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。 ●内部通報制度を整備・運用しています。 ●「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査および契約上の措置等を実施しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	●請議書、取締役会議事録等の文書については、法令および「文書取扱規則」に従い、適切に作成・保存および管理を行っています。 ●営業秘密、重要な内部情報および個人情報の保護を行っています。 ●法令および証券取引所の規則に従い、会社情報の適時・適切な開示を行っています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	●「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認を行うとともにリスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。 ●緊急事態に備え、社内規則やマニュアル類を整備しています。また、災害後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。
4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	●効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規定を定めています。 ●責任体制の明確化および業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制	●子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。 ●子会社の業績・事業概況について、執行役員会等で定期的にレビューしています。 ●親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。 ●親会社(JX金属株式会社)とは、独立性を確保しつつ、適宜情報交換を行い、連携を図っています。
6. 監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制	●常勤監査等委員は執行役員会等の重要会議に出席し、重要な業務の執行状況を把握しています。 ●監査等委員会は社長等経営陣と随時会合を持ち、当社グループの経営課題等について意見交換を行っています。 ●当社グループの役員・従業員は重大な法令違反や不正行為、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したとき、直ちに監査等委員会に報告することになっています。 ●監査等委員会へ報告した者が不利な扱いを受けないようにする体制を整えています。 ●監査部は内部監査の結果を監査等委員会に報告しています。

透明性の向上を目指して

報酬制度

取締役の報酬は、各人の職責、当社の業績等に応じた適正な水準とすることを基本とし、固定報酬である基本報酬と企業価値向上に向けたインセンティブとしての業績連動報酬をもって構成しています。ただし、業務を執行しない取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬(金銭報酬)とし、求められる能力および責任を総合的に勘案して役職ごとの具体的金額を取締役会において定めています。ただし、業務を執行しない取締役の基本報酬の金額は、一般水準等を考慮の上、代表取締役社長が取締役会の委任に基づき決定します。この権限の委任は、一般水準等を踏まえつつ個別事情を考慮して当該基本報酬を決定することができるようにすることを目的としています。

取締役(業務を執行しない取締役を除く)の業績連動報酬として、各事業年度の当社の連結業績に連動する賞与(金銭報酬)を事業年度終了後に一括して支給しています。

取締役の賞与の算定方法等の詳細は、人事・報酬等諮問委員会において事前に審議の上、その答申に基づき取締役会において定めています。ただし、代表取締役社長は、取締役会の委任に基づき一定の割合の範囲内で個人別の賞与の額を増減することができます。この権限の委任は、取締役の業務執行の成果についての代表取締役社長による評価を業績連動報酬等の一部反映することを目的としています。

なお、業績連動報酬(賞与)は、過大とならないよう、あらかじめ取締役会で上限を定めています。

報酬イメージ

基本報酬	業績連動報酬等	業績に応じて総額の0～45%の範囲で設定
------	---------	----------------------

取締役の報酬等の総額(2023年度)

役員区分	対象となる役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8名 (うち社外2名)	100百万円 (うち社外12百万円)	45百万円	—	145百万円 (うち社外12百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (うち社外2名)	32百万円 (うち社外12百万円)	—	—	32百万円 (うち社外12百万円)

- 上記には2023年6月20日開催の第92期定時株主総会終結時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名(うち社外0名)および監査等委員である取締役1名(うち社外0名)が含まれています。
- 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分の支給額は含まれていません。
- 取締役(監査等委員を除く)および監査等委員である取締役報酬につきましては、それぞれ2020年6月18日開催の第89期定時株主総会において決議をいただいています。
- 業績連動報酬等に係る業績指標は、明瞭性および指標としての浸透度を考慮し、対象事業年度の連結経常利益としています。当該事業年度の連結経常利益は6,273百万円であり、業績連動報酬等の算定方法は上記のとおりです。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社グループとの重要な取引については、当社の独立性確保の観点から、その取引条件等、独立社外取締役全員で組織するグループ会社間利益相反監督委員会において確認を行っています。当委員会は年1回以上開催することとしており、委員会での確認結果については取締役会に報告しています。また、一定の重要な取引については、事前に取締役会において審議し承認を得ることとしています。

親会社グループとの重要な取引の例として、親会社であるENEOSホールディングス株式会社のグループ会社であるJX金属株式会社との間における当社から同社への高純度チタン

の販売、同社から当社への各種金属の溶解加工委託等の取引があります。

また、同社との間では、技術開発、新規事業開発等の分野において、グループシナジーの創出を目指した各種コラボレーションに取り組んでいます。

同社との取引に際しては、都度協議・交渉を行った上で、他の取引先と比較して当社にとって不利益ではない条件で取引することとしており、重要な取引については、グループ会社間利益相反監督委員会における審議、検討や取締役会による承認を得ることで、少数株主の保護は図られていると考えています。

実効性の向上を目指して

実効性評価

当社の取締役会は、各取締役を対象としたアンケート等を行い、取締役会の実効性について分析・評価しました。

分析の結果、取締役会の役割・責務、取締役会および関連する機関の設計・構成、取締役会における審議の充実等の項目について、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しています。

アンケート調査	分析・評価	次年度の取り組み方針
アンケートは匿名性を確保した状態で行われており、評価項目毎に4段階で評価を行ったほか、各項目に自由記載欄を設けて行いました。	2023年度は、2024年2月に各取締役にアンケートを配布、自己評価を実施しました。分析・評価結果は「人事・報酬等諮問委員会」において検討した上で、取締役会の実効性について評価を実施しました。	アンケート結果により、次年度は以下のテーマに取り組みます。
調査項目 1. 取締役会の使命・役割・責務 2. 取締役会および関連する機関の設計・構成・運用 3. 取締役(会)の資質と知見の確保・充実 4. 取締役会における審議の充実 5. 株主との関係・対話 6. 株主以外のステークホルダーへの対応	2023年度評価結果 各取締役のアンケート結果を基に取締役会全体の実効性評価を実施したところ、現状、当社取締役会としては、少数株主の利益保護を担保する体制となっているほか、各取締役が活発で建設的な議論を通じ実効性向上に寄与していることを特に強みと認識しており、実効性は概ね確保されていると評価しています。	2024年度取り組みテーマ 1. 重要な経営判断を要する議案のリスク情報の早期共有化 2. 審議充実化のための情報共有体制の強化 これらの結果を踏まえ、今年度は、リスク情報の早期共有化については、取締役会に付議される前に執行部門での検討プロセスを示すこととし、また、資料の事前送付の早期化等により取締役会のさらなる実効性の向上を目指して継続的な改善を図ることとしています。

取締役のトレーニング

当社は、取締役がその役割と責務を理解し、これらを果たすため、以下の方針によりトレーニングを実施しています。

①社外取締役が新たに就任する場合、取締役会での審議の活性化を図るため、当事業内容(事業計画・戦略、財務、組織等)および事業課題の説明(工場視察を含む)、経営陣幹部との対話など、当事業内容を理解する機会を提供する。また、必要に応じて、これを継続的に更新する機会を設ける。

②新任取締役の就任に際し、その役割と法的責任を含む責務についての外部セミナー等への参加など研修を実施する。就任後も必要に応じて研修を継続する。

社外取締役に対する支援

社外取締役が各議案について関連に議論できるよう、事前に資料を提供し、特に重要な議案については、発議部署が社外取締役に個別に説明を行っています。

2022年度から執行役員会やリスク管理委員会などの会議にオブザーバーとして参加できる体制を整えたほか、執行役員会の議事録を社外取締役にも共有する取り組みを開始しています。情報共有の質・量の向上とスピードアップを通じて、さらなる審議の充実化と、取締役会の実効性向上を図っています。

コンプライアンスの徹底

基本的な考え方

東邦チタニウムグループではコンプライアンス経営を徹底するため、31項目の行動基準を定めた「企業倫理規範」の遵守を全従業員に求めています。

行動基準(大項目)

1.社会での有用性
2.人権保護と労働環境
3.公正な事業活動
4.環境保護、社会との共生



詳細はWebサイトの経営方針に記載しています。
<https://www.toho-titanium.co.jp/company/principels/>

コンプライアンス推進体制

当社グループのコンプライアンスに関する諸施策は執行役員、本部長、事業部長、主要関連会社社長などをメンバーとする「企業倫理推進委員会」(年1回以上開催)で決定しています。委員長は企業倫理推進責任者が務め、事務局はESG推進部が担当します。委員会では、倫理法令遵守に関する全社方針の策定、倫理法令遵守マネジメントシステムの見直しを行います。

内部通報制度

コンプライアンス違反の未然・早期発見や自浄能力強化のため、内部通報制度を整備・運用しています。この制度は部門横断的な内部通報制度である「コンプライアンスホットライン」と「職制上のレポートラインにおける内部通報」で構成しています。コンプライアンスホットラインには社内・社外向けの窓口を設け、役員、従業員のみならず取引先も含めてコンプライアンス違反または懸念事案に関する通報・相談に対応しており、社長、監査等委員会へ速やかかつ同時に報告しているほか、企業倫理委員会、取締役会に定期報告しています。

推進活動

遵法点検
従業員一人ひとりの遵法意識を高め、より効果的に遵法体制を構築するため、「遵法点検」を実施しています。さらに、事業部門から独立したコンプライアンス所管部門において集約・整理し、改善が必要なものについては、所管部門に具体的な改善を働きかける活動を行っています。

環境・安全コンプライアンス点検
環境、安全に関する政省令や条例などの法規は、自社内でも点検を行っています。外部専門家による点検を組み合わせることでコンプライアンスの徹底を図っています。

コンプライアンス教育
社員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上と関連法令に対する正しい理解を促すため、役員・管理職向けおよび全従業員向け(社員や嘱託、派遣社員などを含めた全従業員向け)にコンプライアンス教育を実施し、教育結果の評価・改善も実施しています。

リスクマネジメントの推進

基本方針

東邦チタニウムグループは、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確に管理・対応するため「リスク管理規程」を制定し、そのなかで以下のようにリスク管理基本方針を定めています。

- 1. 東邦チタニウムグループは、経営理念、行動基本方針に則り、事業を取り巻く様々なリスクに対する的確な管理・対応を通じ、将来にわたる当社事業の継続性と安定的発展を確保する。
- 2. 東邦チタニウムグループの全役員・従業員は、日常の業務遂行において潜在するリスクの状況を常に網羅的に把握するよう努めるとともに、重要なリスクを回避または低減するために最適な対応策を追求・実行する。
- 3. 安全な操業、製品・サービスの品質と安全性の確保及び地球環境の保全を最優先に、お客様、パートナーズ、地域社会、株主・投資家、役員・従業員等の各ステークホルダーにおける利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努める。
- 4. 全てのステークホルダーから持続的な高い信頼を享受するため、リスクとその管理状況の情報開示・共有に努める。
- 5. 東邦チタニウムグループの全役員・従業員は、コンプライアンスの精神に則り、各種法令・規則、社内規範等を遵守し、それぞれが自律的に、何が倫理的に正しい行為かを考え、その価値判断に基づき行動する。

リスク管理推進体制と運用

リスク管理基本方針に基づき、リスク管理を推進するため、「リスク管理委員会」を原則年2回開催し、全社のリスク管理について全体方向の検討、リスク管理活動状況のチェックおよび評価を行っています。また、その活動状況を取締役会に報告しています。洗い出したリスクへの対応状況とリスク評価については、定期的に見直しを行っています。

事業等のリスク(抜粋)

1	特定用途向けの需要が大きな割合を占めていることによる需要変動のリスク	当社グループの事業は、特定用途向けの需要が大きな割合を占め、当該用途先業界の好不調により販売量が大きく変動する傾向があります。特に航空機向けのスポンジチタンは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空機産業の事業環境悪化を受けた一方、直近ではウクライナ問題を契機に、米国顧客が地政学的なリスクから生じる調達不安が増大し、当社への引き合いが増加。こうした景気変動や需要先が関わる地政学的リスク等により、需要が大きく変動する可能性があります。
2	原料代および電力代の上昇にともなうリスク	金属チタンの製造コストは、原料代および電力代がその相当部分を占めています。また、製造プロセスでの電力使用量が多いチタン事業では、電力代の増加につながります。ウクライナ侵攻の影響による足元の原料およびエネルギー価格の上昇は、地政学的リスクの実現の顕著な例と言えます。これらコスト低減努力を上回る原料価格や電力単価の上昇が継続した場合、あるいはコストアップ分の製品価格の転嫁等が十分でない場合には、当社グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。
3	輸出比率が高いことによる為替リスク	金属チタン事業のスポンジチタンや、触媒事業のTHC、化学品事業における電子部品材料は、輸出が販売量の大きな割合を占めており、輸出の多くはUSDドル建てとなっているため、為替による影響を受けます。為替が大きく円高に振れた場合には、当社グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。
4	自然災害等に関するリスク	当社グループは、製品のほとんどを自社で生産しており、自然災害による工場施設に対する被害により、製品の生産・販売に支障が生じる可能性があります。特に、茅ヶ崎工場は、首都直下等地震の地震防災対策強化地域内に所在しており、自然災害の規模および内容によって、当社グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。
5	環境・安全に関するリスク	安全操業の維持と環境保全に万全を期しておりますが、万一、事故・災害等が発生した場合は、操業の停止・制約や対策コストの発生により、当社グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。
6	品質に関するリスク	当社グループは素材メーカーであり、その社会的使命は、顧客が満足する製品・サービスを安定的に供給することであり、万一、品質不良、品質事故等が発生した場合は、対策コストの発生や当社グループ製品への評価の低下により、当社グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。
7	知的財産に関するリスク	当社グループは、法令に従い適切な取得保全手続きを行うと共に、知的財産権を含む第三者の権利を侵害することの無いよう細心の注意を払っています。しかし、当社グループの技術が十分に保護されず、又は当社グループが第三者の技術を侵害した場合には、収益機会の喪失・減少や損害賠償の支払いなど、業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

 事業等のリスクについての詳細は有価証券報告に記載しています。
https://www.toho-titanium.co.jp/ir/library/library_yuho/